令和7年度地域間幹線系統確保維持計画について

1. 協議趣旨

イーグルバス株式会社が運行する東秩父路線のうち、W01・W02 系統(小川町駅〜白石車庫、小川町駅〜和紙の里)は、国からの補助金を受け運行しています。

従来、本補助金に係る申請事務は埼玉県協議会において県内の対象路線をまとめて実施 してきましたが、交付要綱の改正に伴い各地域における協議会が主体となり手続きを行う こととなりました。上記の状況を踏まえ、本協議会において協議を行うものです。

なお、本路線は小川町と連携して運行しているため申請の際には小川町法定協議会との 連名にて行います。

2. 協議事項

①令和7年度地域間幹線系統確保維持計画の策定及び提出について 別添資料により、国土交通省関東運輸局へ提出

②上記計画に軽微な変更が生じた際における手続きについて

※軽微な変更とは

鉄道のダイヤ改正や学校の登校時間・登校日の変更への対応、沿線の集客施設の新設・廃止への対応等による運行回数・運行日の変更や運行経路の一部変更が生じることが見込まれる場合は、予め活性化法法定協議会において事前に包括的な合意が得られていることを前提に、次のいずれをも満たす軽微な変更に限り、変更の都度、活性化法法定協議会を開催しなくても交付要綱第9条第1項(第18条の規定により準用する場合を含む。)の活性化法法定協議会の議論を経たものとして取り扱う。

- ・各補助対象系統の1日当たり計画運行回数の10%以内又は1回以内の増減
- ・各補助対象系統の計画運行日数の10%以内の増減
- ・各補助対象系統のキロ程(デマンド型にあってはサービス提供時間)の10%以内の増減
- ・地域間幹線系統補助対象事業者に係る計画額の総額の10%以内の増減

ただし、当該変更後の地域公共交通計画については、活性化法法定協議会構成員において情報共有されることが必要である。

(地域公共交通確保維持改善事業実施要領より抜粋)

令和6年6月25日

(名称) 東秩父村地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

東秩父村及び小川町を運行する公共交通は、東武東上線・JR八高線の小川町駅に接続する幹線路線であり、地域住民の通勤・通学や病院等への通院など両町村にとって必要不可欠な公共交通として機能している。

令和5年度における本路線の利用者は、新型コロナウイルス感染症の影響による減少は一段落ついたものの、今後少子高齢化に伴う人口減少等を理由とした利用者の減少は避けられない状態である。こうした状況を踏まえ、地域住民の日常生活における移動手段を確保するとともに、両町村における豊富な観光資源を訪れる観光客などの新たな需要を喚起することも求められている。

様々な施策とともに、地域公共交通確保維持事業により、将来に渡り安定した本路線の確保・維持することで住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

(東秩父村地域公共交通計画 P37 参照)

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

地域間幹線バス系統の目標値として、輸送人員について、令和 5 年度の実績値を上回る値とする。

事業者名	系統名	輸送人員数
イーグルバス	小川町駅~白石車庫線	35, 770 人
1 - 7 10/12	小川町駅~和紙の里線	12, 699 人
	合計	48, 469 人

(東秩父村地域公共交通計画 P38 参照)

(2) 事業の効果

地域間幹線バス系統を維持することにより、地域で生活する移動制約者の生活に必要不可欠な交通手段が確保される。具体的には、本路線が維持確保されることとなり、補助対象期間中、延べ約5万人の住民等にとって必要不可欠な移動手段の確保が見込まれる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・秩父高原牧場ポピーまつり来訪者への路線バス利用喚起[イーグルバス(株)、東秩父村、 小川町]
- ・沿線自治体職員へのバス利用の働きかけ[イーグルバス(株)、東秩父村、小川町] (東秩父村地域公共交通計画 P40 参照)
- 4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び 運送予定者

運行系統の概要については、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に定める「表 1」を添付。

また、運行予定者は、輸送サービスの品質、運賃、運行内容等を総合的に勘案して、現行のバス事業者を選定。

- 5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に定める「表2」を添付。
- 6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
- ・事業終了後、輸送人員数の実績値とその増減の要因を運送事業者に提出してもらい、評価を実施する。
- 7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの 運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

- ※該当なし
- 8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

【地域間幹線系統のみ】

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に定める「表4」を添付。

9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及 びその他特記事項

【地域間幹線系統のみ】

別添資料「生産性向上の取組について」のとおり。

11. 車両の取得に係る目的・必要性

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けよ うとする場合のみ】

- ※該当なし
- 12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けよ うとする場合のみ】

- (1) 事業の目標
 - ※該当なし
- (2) 事業の効果
 - ※該当なし
- 13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式 車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
 - ※該当なし
- 14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における 収支の改善に係る計画(車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策)

【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

※該当なし

(2) 事業の効果

※該当なし

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額

額

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

- 令和6年6月25日(第1回)
 - (1) R5 年度事業報告及び決算について
 - (2) R6 年度事業計画及び予算について
 - (3) 令和7年度地域間幹線系確保維持計画について

19. 利用者等の意見の反映状況

- 〇利便性等に関する意見
- バスの運行本数を増やしてほしい。
- ・電車との接続を考慮した時刻にしてほしい。
- 〇路線維持に関する意見
- バスがあって助かっている。
- ・バスは欠かすことのできない交通手段の一つであり、今後も維持してほしい。 これらの意見を踏まえ、住民の生活交通として必要なバス路線について、引き続き維持 確保を図っていくこととする。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 埼玉県秩父郡東秩父村大字御堂 634

(所属)東秩父村役場 企画財政課

(氏 名) 内野 健太

(電話) 0493-82-1254

(e-mail) kikaku@vill.higashichichibu.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)

7年度

令和8年度、令和9年度については、令和7年度事業から土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事 業に要する 国庫補助額 (千円)	特例措置
埼玉県	イーグルバス(株)	(6) 小川町駅~白石車庫線	4,386.0	
(東秩父村・小川町)	イーグルバス(株)	(7) 小川町駅~和紙の里線	1,013.0	
	合	計	5,399.0	

(注)

- 1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図(運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む)を添付すること。
- 2. 「特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2 5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
- 3. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。 (記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

事業者名
イーグルバス株式会社 7年度

1. 申請事業者の概	要	
補助対象期間の	244 HF ilm 34	7 E

			乗合バス事業 ー										
補助対象期間の 前々年度(基準期間 [※])	営業収益	千円	営業外収益	千円	経常収益(イ)		千円						
削々年度(基準期間**) の損益状況	営業費用	千円	営業外費用	千円	経常費用(口)		千円						
DCame B 1170	営業損益	千円	営業外損益	千円	経常損益		千円						
補助対象期間の 前々年度の	km				経常収支率		%						
実車走行キロ(ハ)													

			乗合バス事	業		
基準期間の前年度の	営業収益	千円	営業外収益	千円	経常収益(イ)	千円
損益状況	営業費用	千円	営業外費用	千円	経常費用(口)	千円
	営業損益	千円	営業外損益	千円	経常損益	千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ')	km				経常収支率	%

L .		J						
				乗合バス事	業			
基準期間の前々年度の	営業収益	-	千円	営業外収益	千円	経常収益(イ))		千円
損益状況	営業費用	-	千円	営業外費用	千円	経常費用(口')		千円
	営業損益	-	千円	営業外損益	千円	経常損益		千円
基準期間の前々年度の	km					経常収支率		%
実車走行キロ(ハ")					•		_	

(補助対象事業者の「基準期間[※]を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

(情別対象争業有の) 至	半州間 で取終十度とりる	建税した過去3年間」における	天平に1 イロヨにり紅市貝
補助ブロック名	補助対象事業者の実車走 行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ"÷ハ"=a	補助対象事業者の実車走行キ ロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ'÷ハ'=b	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ=c
武蔵・相模			

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車 走行キロ当たり経常費用 (a+b+c)/3 = 二	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 へ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ=ト
武蔵·相模	402.円74銭	557.円81銭	402円.74銭	312.円01銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック 名	申請番号	特例措置	運行 系統名	起点	重行系制 主経地	終点	計画運行日数	計画運行回数	計画平均乗車密度	計画輸送量	系統	キロ程	を実施する	を通再編事業 5区域におけ -ロ程	系統キロ程と地域公共 交通再編事業を実施す る区域におけるキロ程と の比率		ブロック外 分のキロ程	同一補非 都道府! 部分の	カブロック 県外乗入)キロ程	他路線部分に係	との競合 るキロ程	他路線と の競合 率	補助ブロック外乗 乗補助ブロック外 乗補前分分、ロック 都道部分及競合 部分以外の ロ程の比率
								①=カッコ 内	2	①×② =③		Ŧ		4	オ÷チ=ク		IJ		ヌ	,	L	ル÷チ	(チー(リ+ヌ +ル))÷チ= ヲ
	1		W01 小川町駅 白石車庫	小川町駅	和紙の 里	白石車庫	365 日	2,677 (7.3)	2.9	21.1 人	往16.5km 復16.5km	(平均) 16.5km	往0.0Km 復0.0Km	(平均) 0.0Km	0.0%	往0.0Km 復0.0Km		往0.0Km 復0.0Km	(平均) 0.0Km	往0.0Km 復0.0Km	(平均) 0.0Km	0%	100%
相模・	2		W02 小川町駅 和紙の里	小川町駅	パトリア おがわ	和紙の里	365 ⊟	3,163 (8.6)	1.5	12.9 人	往7.6km 復7.6km	(平均) 7.6km	往0.0Km 復0.0Km	(平均) 0.0Km	0.0%	往0.0Km 復0.0Km		往0.0Km 復0.0Km	(平均) 0.0Km	往0.0Km 復0.0Km	(平均) 0.0Km	0%	100%
武蔵																							
	合計		2系統		7	$\overline{/}$					往24.1Km 復24.1Km	(平均) 24.1Km	往0.0Km 復0.0Km	(平均) 0.0Km		往0.0Km 復0.0Km	0.0Km	往0.0Km 復0.0Km	0.0Km	往0.0Km 復0.0Km	0.0Km		

補助ブ		特例	補助フロック 外乗入部分 及び同一補 助ブロック が 前所分以外 のキロ程の比	計画実車走行 キロ	補助対象 経常費用 の見込額		補助対象系統のキロ当たり経常収益 基準期間の前々年度 基準期間の前年度 基準期間									補助対象 経常収益 の見込額	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した 額	補助対象経費 の限度額	タ又はレのうちいずれか 少ないほうの額
ロック名	申請番号	例措置	率 (チー(リ+ ヌ))÷チ= ヲ'	ŋ	へ×ワ以下の額:カ	(d+e+f)/3 = /	経常収益ヤ"	実車走行 キロ マ"	補助対象系 統の実車走 行キロ当た り経常収益 ヤ"÷マ"= d	経常収益ヤ'	キロ	補助対象系 統の実車走 行キロ当たり 経常収益 ヤ'÷マ'=e	経常収益ヤ	実車走行	補助対象系 統の実車走 行キロ当た り経常収益 ヤ・マ=f	ノ×ワ以上の額:ヨ	カーヨ=タ	カ×9/20=レ	У
	1		100%	88,341.0km	35,578,454円	87.円37銭	1,196,897円	88,308.0km	13.円55銭	11,324,045円	88,308.0km	128.円23銭	10,622,239円	88,275.0km	120.円33銭	7,718,353円	27,860,101円	16,010,304円	16,010,304円
相模・	2		100%	48,085.2km	19,365,833円	96.円56銭	4,910,386円	53,640.8km	91.円54銭	6,105,607円	49,339.2km	123.円74銭	3,770,771円	50,676.8km	74.円40銭	4,643,106円	14,722,727円	8,714,624円	8,714,624円
武蔵																			
	合計	·		136,426.2km	54,944,287円											12,361,459円	42,582,828円	24,724,928円	24,724,928円

	補助ブー特		助ブロック都道府県補	ト ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	外乗入部分及び同一 補助ブロック都道府県	外業人部分及び同一 補助ブロック都道府県	外来人部分及ひ同一 補助ブロック都道府県 外乗 λ 部分以外に係	計画平均乗車密度			経常費用から	損失額から国庫補				ウの負	負担者とその	負担割合			
補助コック名	申請番号	特例措置	外乗入部分及び他路 線との競合部分以外 に係るもの	補助フロック都道府県 外乗入部分以外に係 るもの	が5人未満 の路線	補助対象経費	計画額	経常収益を 控除した額	助額を控除した額	都道	府県	市区	町村	その付	也の者	事業者	自己負担	「その他の者」 の具体的概要			
		割	ソ×ヲ=ツ	ソ×ヲ'=ツ'	ツ×みなし運行回 数/①計画運行回 数=ネ	<i>†</i>	ナ×1/2=ラ	ニ×ワーヨ=ム	ムーラ=ウ	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合				
	1		16,010,304円	16,010,304円	8,772,769円	8,772千円	4,386.千円	27,860,101円	23,474,101円	們	0%	0円	0%	0円	0%	23,474,101円	100%				
相模·	2		8,714,624円	8,714,624円	2,026,656円	2,026千円	1,013.千円	14,722,727円	13,709,727円	們	0%	0円	0%	0円	0%	13,709,727円	100%				
武蔵																					
	合計		24,724,928円	24,724,928円	10,799,425円	10,798千円	5,399千円	42,582,828円	37,183,828円	0円	0%	0円	0%	0円	0%	37,183,828円	100%				

(1) 記載要領

- 1.乗合パス事業の収益、実車走行キロについては、高速パス及び 定期観光パス等を除き、費用については、高速パス及び定期観光パス等並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 2.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあっては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況(干円未満の端数は切り捨て)を損益状況欄に記載すること。
- 3.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自族第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 4.「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 5.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること
- 6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 7.申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 8.「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2 5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
- 9.「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全暦日数における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当り計画運行回数又は平日1日当り計画運行回数のいずれかを記載する。
- 10「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 11.「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 12.「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であって、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間(系統キロ程(チ)-補助ブロック外乗入部分のキロ程(リ)-同-補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程(ス))に係るキロ程を記載すること。
- 13「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
- 14.「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 15.「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 16「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値(端数切り捨て)をいう。
- 17.「補助対象経費」の欄は、(ネ) (計画平均乗車密度が5人未満の路線)に記載がある場合は(ネ)の金額を記載し、記載がない場合は(ツ)の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額に、(ツ')の金額から左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額を控除して得た金額に(ク)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載する。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、(ツ')の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 18「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄の(ノ)は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11 / 2017相当する観点都道府県協議会等が集出する基準発出の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。 また、基準期間の関々年度の実績がない場合は、基準期間の基準期間の制度を変象機が平均して算出することと、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
- 19.「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 20.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 21.補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。 (記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

(2) 添付書類

- 1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。 ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
- 2. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る様式第1-5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象路線に係るものに限る)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1-5。 ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
- 3. 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要

表4 別表1及び別表3の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が 整備されている」と認めた市町村の一覧

都道府県名	広 域 行 政 圏 名	市町	村	名	指	定	Ø	理	曲
埼玉県	比企広域市町村圏	小川町			車の始ま	学に利用される東 発駅)、JR八高線/ -ケット、総合病院 ・生活基盤が整備。	小川町駅があ (小川赤十字	るほか、商店街や	5スー

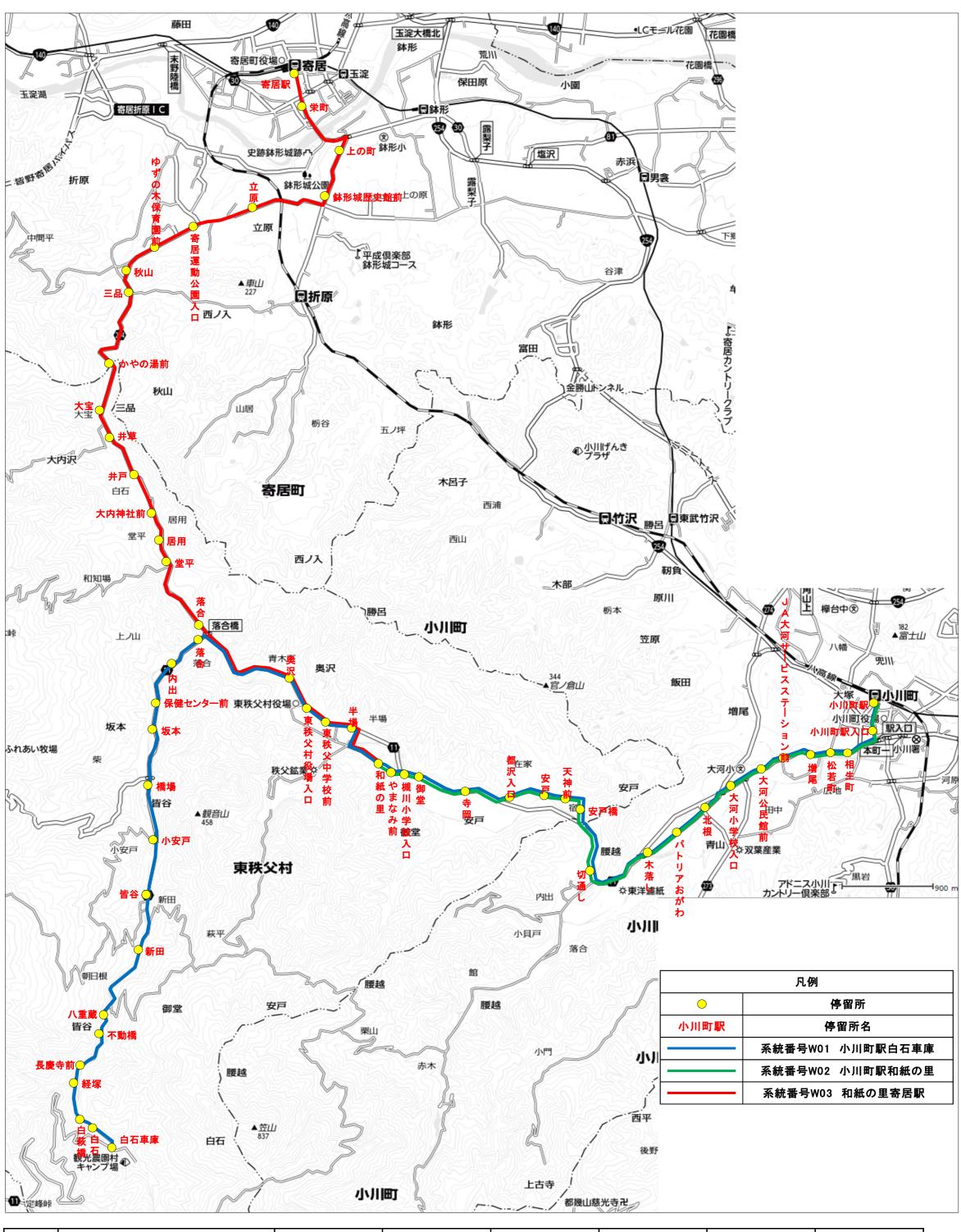
事業社名	イーグルバス株式会社						
運行計画担当部門	(担当部門の名称)	(責任者役職・氏名)					
建行計画担当部門	社長室						
++ n+ A +n +n nn	(担当部門の名前)	(責任者役職・氏名)					
補助金担当部門	社長室						

運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(令和7年度)

実態調査日

		運	行 系	統				年 間	輸送	実 績		ត៍	怪 常 収	益	経常費用	平均乗車	密度算	定		市町村に	
申請番号	運 行系統名	起点	主 な 経由地	終点	キロ程 (km)	運行 回数 (A) (回)	輸送人員	1人平均 乗車キロ (km)	輸 送 人キロ (人km)	輸送収入 (B) (円)	実車走行 キロ(C) (km)	運送雑収 (D)	営業外 収益 (E)	計 (B)+(D)+(E)	1系統当り 経常費用 (円)	運費改定額 適用 運賃改定後 適用 の平均費率×日数+の平均理率×日数総適用日数	平 均 賃 率 (F) (円)	平均乗車 密 度 (B) (C)×(F) (G)		よる回数 券購入等 備 考 の有無	備考
1	W01 小川町駅 白石車庫	小川町駅	和紙の里	白石車庫	16.5	7.3	35,872	5.8	208,057.6	7,567,845	88,341.0	87,989	62,519	7,718,353	35,578,454	365	40.61	2.1	15.3	有・無	
2	W02 小川町駅 和紙の里	小川町駅	パトリアおがわ	和紙の里	7.6	8.6	12,019	6.1	73,315.9	4,552,565	48,085.2	52,931	37,609	4,643,105	19,365,833	365	47.84	1.9	16.3	有・無	
合計							47,891		281,373.5	12,120,410	136,426.2	140,920	100,128	12,361,458	54,944,287				31.6	有∙無	

イーグルバス㈱東秩父村路線バス 路線図



色	系統名	起点	経過地	終点	キロ程	沿線市町村	備考
	系統番号W01 小川町駅·白石車庫	小川町駅	和紙の里	白石車庫	16.5km	小川町·東秩父村	
	系統番号W02 小川町駅・和紙の里	小川町駅	パトリアおがわ	和紙の里	7.6km	小川町·東秩父村	
	系統番号W03 和紙の里·寄居駅	和紙の里	かやの湯前	寄居駅	11.3km	東秩父村·寄居町	

生産性向上の取組について

事業者名: イーグルバス株式会社 系統名: WO1 小川町駅白石車庫

運行区間:小川町駅・和紙の里・白石車庫

1 取組内容

輸送人員増並びに運送収入増のための取組

- ① 例年5月から6月にかけて開催される秩父高原牧場ポピーまつり来訪者への路線 バス利用喚起(運行事業者のホームページでの周知、関係先ホームページとのリ ンク、ポスター等の広告媒体での周知)
- ② 東秩父村公共交通会議等開催の際の参加者や東秩父村地域公共交通再編の取組に 関する視察者への路線バスの利用喚起(開催通知への時刻表の添付等)
- ③ 和紙の里または東秩父村内で開催されるイベントにおいて「片道無料特別乗車券」 の頒布による利用喚起
- ④ バスの乗り方教室参加児童の絵画を車内ポスターとして掲出し、当該児童の保護 者等の利用を促す
- ⑤ 沿線町村(東秩父村、小川町、寄居町)の全職員、町村議会議員等関係者(約580名)の半数が、年に1回以上当該路線バスを2ゾーン以上利用する(公私問わず)
- ⑥ 他交通モードとの連携や情報発信アプリ等の活用により、訪日外国人観光客のへの来訪の際のバス利用を促す

2 実施主体

東秩父村、小川町、イーグルバス株式会社

3 定量的な効果目標

1の取組を実施することにより、以下の増収を見込む

取組(1): 96,552 円 498 名(令和元年度開催期間中利用実績)×52.4%(路線比率 ※1) ×370 円(片道運賃)

取組②: 29,600 円 10名(当該系統利用想定委員)×4回(開催予定)×2(往復)×370円(片道運賃)

取組②: 22,200 円 10名(当該系統利用想定視察者)×3回(視察予定)×2(往復)×370円(片道運賃)

取組③: 58, 164 円 150 枚(令和 6 年度配付予定 100 枚)×52. 4%(路線比率 ※1)×2 回(開催予定)×370 円(片道運賃)

取組④: 38,776 円 25名(令和5年度参加者数)×52.4%(路線比率 ※1) ×2施設×2(往復)×2名(両親、祖父母等)×370円(片道運賃)

取組(5): 95,365 円 387名(沿線町村関係者の概ね2/3)×33.3%(路線比率※2)×2(往復)×370円(片道運賃)

取組⑥: 93,062 円 240 名(利用予測 1 ヶ月 20 名)×52.4%(路線比率 ※1)×2(往復)×370 円(片道運賃)

合 計: 433,719円 (税抜き 394,290円)

※1 収入比率 WO1 系統 52.4%、WO2 系統 31.5%、WO3 系統 (申請外) 16.1%

※2 東秩父村路線として運行する WO1 系統 小川町駅・白石車庫 (補助対象)、WO2 系統 小川町駅・和紙の里 (補助対象)、WO3 系統 和紙の里・寄居駅 (対象外) を3等分した

4 実施に向けたスケジュール

取組①: 令和7年2月~5月 ポピーまつり実行委員会と協調した準備

取組②: 令和6年10月~ 視察受入(随時)、協議会(年3~4回)に併せ実施

取組③: 令和6年10月~ 和紙フェスティバル開催に併せた実施準備

取組④: 令和6年10月~ 実施準備及び関係町村との調整(10月実施予定)

取組⑤: 令和6年10月~ 各町村庁内での周知開始取組

取組⑥: 令和6年10月~ 自治体を含めた関係者との実施準備

5 実施時期

令和6年10月~令和7年9月

6 具体的な検討

【取組事例1】貨客混載の取組

今後、研究を行っていく。

【取組事例2】バス路線の再編

平成28年10月にバス路線の再編を実施した。

【取組事例3】路線バスへの混乗化

村内の小学生は通学の足として路線バスを利用している。

【取組事例4】地域住民の生活利用と観光利用の混乗

上記1の取組内容を実施していく。

7 収支率

1の取組みにより収支改善を図る

収支率 取組前 21.7%→取組後 22.8% (1.1%増)

	経常収益	経常費用	経常収支	収支率	増減
取組前	7, 718, 353	35, 578, 454	△27, 860, 101	21. 7%	
取組後	8, 112, 643	35, 578, 454	△27, 465, 811	22. 8%	+1. 1%

生産性向上の取組について

事業者名: イーグルバス株式会社 系統名: WO2 小川町駅和紙の里

運行区間:小川町駅・パトリアおがわ・和紙の里

1 取組内容

輸送人員増並びに運送収入増のための取組

- ① 例年5月から6月にかけて開催される秩父高原牧場ポピーまつり来訪者への路線 バス利用喚起(運行事業者のホームページでの周知、関係先ホームページとのリ ンク、ポスター等の広告媒体での周知)
- ② 東秩父村公共交通会議等開催の際の参加者や東秩父村地域公共交通再編の取組に 関する視察者への路線バスの利用喚起(開催通知への時刻表の添付等)
- ③ 和紙の里または東秩父村内で開催されるイベントにおいて「片道無料特別乗車券」 の頒布による利用喚起
- ④ バスの乗り方教室参加児童の絵画を車内ポスターとして掲出し、当該児童の保護 者等の利用を促す
- ⑤ 沿線町村(東秩父村、小川町、寄居町)の全職員、町村議会議員等関係者(約580名)の半数が、年に1回以上当該路線バスを2ゾーン以上利用する(公私問わず)
- ⑥ 他交通モードとの連携や情報発信アプリ等の活用により、訪日外国人観光客のへの来訪の際のバス利用を促す

2 実施主体

東秩父村、小川町、イーグルバス株式会社

3 定量的な効果目標

1の取組を実施することにより、以下の増収を見込む

取組①: 58,042 円 498 名(令和元年度開催期間中利用実績)×31.5%(路線比率 ※1) ×370 円(片道運賃)

取組②: 29,600 円 10名(当該系統利用想定委員)×4回(開催予定)×2(往復)×370円(片道運賃)

取組②: 22,200 円 10名(当該系統利用想定視察者)×3回(視察予定)×2(往復)×370円(片道運賃)

取組③: 34,965 円 150 枚(令和6年度配付予定100枚)×31.5%(路線比率 ※1)×2回(開催予定)×370円(片道運賃)

取組④: 23.310 円 25名(令和5年度参加者数)×31.5%(路線比率 ※1) ×2施設×2(往復)×2名(両親、祖父母等)×370円(片道運賃)

取組(5): 95,365 円 387名(沿線町村関係者の概ね2/3)×33.3%(路線比率※2)×2(往復)×370円(片道運賃)

取組⑥: 55.944 円 240名(利用予測 1 ヶ月 20名)×31.5%(路線比率 ※1)×2(往復)×370円(片道運賃)

合 計:319,426円(税抜き 290,387円)

※1 収入比率 WO1 系統 52.4%、WO2 系統 31.5%、WO3 系統 (申請外) 16.1%

※2 東秩父村路線として運行する WO1 系統 小川町駅・白石車庫 (補助対象)、WO2 系統 小川町駅・和紙の里 (補助対象)、WO3 系統 和紙の里・寄居駅 (対象外) を3等分した

4 実施に向けたスケジュール

取組①: 令和7年2月~5月 ポピーまつり実行委員会と協調した準備

取組②: 令和6年10月~ 視察受入(随時)、協議会(年3~4回)に併せ実施

取組③: 令和6年10月~ 和紙フェスティバル開催に併せた実施準備

取組④: 令和6年10月~ 実施準備及び関係町村との調整(10月実施予定)

取組⑤: 令和6年10月~ 各町村庁内での周知開始取組

取組⑥: 令和6年10月~ 自治体を含めた関係者との実施準備

5 実施時期

令和6年10月~令和7年9月

6 具体的な検討

【取組事例1】貨客混載の取組

今後、研究を行っていく。

【取組事例2】バス路線の再編

平成28年10月にバス路線の再編を実施した。

【取組事例3】路線バスへの混乗化

村内の小学生は通学の足として路線バスを利用している。

【取組事例4】地域住民の生活利用と観光利用の混乗

上記1の取組内容を実施していく。

7 収支率

1の取組みにより収支改善を図る

収支率 取組前 24.0%→取組後 25.5% (1.5%增)

	経常収益	経常費用	経常収支	収支率	増減
取組前	4, 643, 105	19, 365, 833	△14, 722, 728	24. 0%	
取組後	4, 933, 492	19, 365, 833	△14, 432, 341	25. 5%	+1. 5%